

2025年10月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

「企業総合補償保険」商品改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

2025年10月1日以降保険始期の企業総合補償保険について、商品改定を実施します。ご契約（更新）にあたり補償内容が変更となる場合がありますので、改めてご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

商品内容の改定とその背景

1. 費用・利益補償条項の利益部分における敷地外ユーティリティ設備補償に対する支払限度額の設定

費用・利益補償条項における、敷地外ユーティリティ設備※の損害に起因して生じた利益損失に対する支払限度額について、次のとおり改定します。ただし、「敷地外ユーティリティ対象外特約」をセットする場合は除きます。

改定前		改定後
保険金額または支払限度額のいずれか低い額を限度に補償します。		保険金額または支払限度額のいずれか低い額を限度に補償します。 全敷地内合計の保険金額が10億円を超える場合、10億円以下の支払限度額を設定します。

※敷地外ユーティリティ設備とは、保険の対象と配管または配線により接続している次の事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または電信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。（ただし、日本国内に所在するものにかぎります。）

- ・電気事業法に定める電気事業者
- ・熱供給事業法に定める熱供給事業者
- ・電気通信事業法に定める電気通信事業者
- ・ガス事業法に定めるガス事業者
- ・水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者
- ・工業用水道事業法に定める工業用水道事業者



費用・利益補償条項の敷地外ユーティリティ設備に対する利益補償は、電気・ガス・水道等の施設が罹災した場合の補償です。事故発生時の損害が大規模かつ広範囲に及ぶ可能性があることから、今後も継続して安定した補償をご提供するために、全敷地内合計の保険金額が10億円を超えるご契約に対して補償を制限します。

2. 地震危険補償特約をセットしたご契約における保険期間の設定

地震危険補償特約をセットしたご契約の保険期間について、次のとおり改定します。

改定前		改定後
保険期間は、原則として1年とします。 ただし、所定の条件を満たすご契約にかぎり、3年以内の長期契約とすることができます。		保険期間は、1年のみとします。



地震危険補償特約は、地震または噴火による火災、破裂・爆発、損壊、津波等による水災など、主契約で補償対象外となる損害を補償する特約です。事故発生時の損害が大規模かつ広範囲に及ぶ可能性があることから、適時リスクの状況を踏まえた補償でお引き受けし、継続して安定した補償をご提供するために、保険期間を制限します。

3.（複数敷地内）特殊包括契約における付保割合の設定

（複数敷地内）特殊包括契約※において、付保割合を100%のみとし、付保割合条件付実損払特約を廃止します。

改定前

付保割合80%・90%・100%を設定できます。
付保割合条件付実損払特約をセットすることで、
付保割合30%～80%を設定できます。



改定後

付保割合は、100%のみとなります。
（注）支払限度額を設定することで代替可能です。

※（複数敷地内）特殊包括契約とは、特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）または複数敷地内特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）をセットしたご契約をいいます。



（複数敷地内）特殊包括契約では、付保割合を設定した場合と支払限度額を設定した場合で保険金のお支払方法が同様となっているため、支払限度額を設定する方法にすることで、ご契約内容がよりわかりやすくなります。

※企業総合補償保険は、企業総合補償保険普通保険約款でお引き受けする火災保険の商品名です。
※このチラシは、改定の概要を記載したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

なお、ご契約の際には、必ず「普通保険約款および特約」、「パンフレット」、「重要事項等説明書」等をご確認ください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302
TEL 047-380-8742
<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>